

# 定 款

新都ホールディングス株式会社

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、新都ホールディングス株式会社とし、英文では SHINTO Holdings, Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 株式又は持分の保有による事業会社（外国会社を含む。）その他これに準ずる事業体の事業活動の支配及び管理
2. 銅、アルミニウムその他金属再生材の開発、製造、加工、輸出入及び国内販売業務並びに資源・環境リサイクルに関する事業
3. 廃プラスチック原材料及びスクラップの輸出入及び国内販売業務並びに資源・環境リサイクルに関する事業
4. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集・運搬・処理、リサイクル及びこれらリサイクル品の輸出入並びに請負事業
5. ハイパフォーマンス・コンピューティング、サーバー及び関連機器その他コンピュータ及び関連装置並びにAI関連設備の輸出入、売買、賃貸、設計、構築、運用、保守及びサポート並びにこれらに関するコンサルティング事業
6. データセンターの設計、構築、運営、管理及びコンサルティングに関する事業
7. 情報提供・処理サービス業、AI関連の計算処理サービス、電気通信事業、有線放送事業及び一般放送事業、インターネット関連事業並びにこれらに関するコンサルティング事業
8. 蓄電池、発電機その他電気機器の製造、加工、販売、輸出入、賃貸及び保守・修理に関する事業、並びに蓄電設備の運営・保守に関する事業及びコンサルティング事業
9. 古物営業法に基づく古物商
10. 合成樹脂、合成繊維、化学繊維、天然繊維、その他の樹脂及び繊維並びにこれらの原材料の製造、加工、輸出入及び国内販売事業
11. 建設資材、物流・包装資材の製造、輸出入及び国内販売業
12. 医薬部外品、化粧品、香料、その他化成品並びに健康食品の製造、輸出入及び国内販売事業
13. 不動産の企画、売買、仲介、賃貸、管理等の不動産事業
14. 衣料品の製造・輸出入及び国内販売事業
15. 商標権、意匠権、著作権の取得、譲渡並びに管理に関する事業
16. アクセサリー、服飾雑貨、室内装飾品、宝石及び日用品雑貨の製造、輸出入及び国内販売事業
17. インターネット、ソフトウェアの開発、輸出入及び国内販売事業
18. 労働者派遣事業

19. 通信販売
20. 損害保険代理業
21. 各種イベントの企画、制作、実施
22. 店舗、事務所のインテリアの企画、設計
23. 広告代理店業務
24. ホテル、旅館等観光施設、飲食店、スポーツ・レジャー施設の経営
25. 電気・通信及び電子機器、電池、電池応用製品の製造、販売
26. 発電機器及びその関連機器の製造、販売
27. 情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発、販売
28. 前各号の製品・物品・ソフトウェアの輸出入、代理店業並びにこれらに関する修理、保守サービスの提供、受託
29. 発電事業及びその企画、管理、運営並びに電気の供給、販売
30. 有価証券の投資及び運用、各種債権の買取り、為替取引並びに各種金融業
31. 有料職業紹介事業
32. ペットフード及びペットケア用品の企画、製造、加工、販売及び輸出入
33. 印刷業及び印刷物、印刷システム機器の製造、販売、企画及び輸出入
34. 病院外における介護及び介護に関する事業
35. ドラッグストアの経営
36. 塩、たばこ、飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）等の食料品並びに農畜産物、水産物に関する貿易業、売買業、仲立業およびその代理業並びに製造業、加工業
37. 貿易及び輸出入代行業務並びにそれらの仲介
38. 総合リース業
39. 前各号に関するコンサルタント業務
40. 前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は本店を東京都豊島区に置く。

（機関の設置）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告は、電子公告にて行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

- ② 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年1月31日とする。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第16条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

- ② 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従

い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 22 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 監査役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

### 改訂履歴

2022年4月28日改定	第6条 発行可能株式総数 100,000,000株
2023年3月30日改定	附則の削除
2023年4月28日改定	第2条 目的変更
2026年4月24日改定	第2条 目的変更
	第6条 発行可能株式総数を 100,000,000株から200,000,000株に変更
	第25条、第34条 役員の実任規定を追加
	第26条、第35条 責任限定契約規定を追加